

大竹裁判長、残り7人の証人申請を却下

控訴人、裁判官忌避を申立て

却下

最高裁へ特別抗告！

8月7日の証人尋問の後、原告側が申請していた残り7人の証人申請が全て却下されたことを受け、控訴人側は裁判官の忌避（不信任）を申し立てました（2p参照）。その審理は東京高裁の別の部で行われ、16日には申立て却下というスピード審理でした。その理由は、申立てが「訴訟指揮状の措置に対する不服に過ぎない」というものでしたが、控訴人側は即座に最高裁への特別抗告を申し立てました。9月6日までには50ページに及ぶ、怒りに満ちた申立て理由書を提出する予定です。以下、その理由書から引用します。

<憲法論：島昭宏弁護士>

本件忌避申立ての理由は、控訴人申請の証人7名について、全員を不採用としたことが直接的な発端となっており、形式的・外見的には単なる証拠決定ないし訴訟指揮上の措置に対する不服と見えなくもない。しかし、その実質は、裁判所が何らかの予断に従って、一方当事者に著しく偏って行われた裁判に対する不服であり、裁判所が、判決の基礎となる重大な事実を収集し究明することを止めたのではないかとの疑念からの不服申立てである。すなわち、本件忌避申立ては、まさに公正な裁判を受ける権利（憲法第32条及び同第76条第3項）の侵害に対する異議申立なのである。

<事実関係：高橋利明弁護団長>

控訴人らは（中略）次の3名は、本件訴訟の主たる争点である「ハツ場ダムは治水上、東京都にとって必要か」という最終的な判断命題の審査のためには不可欠な証人調べであると強く訴えた。（中略）（控訴審における）事実の解明や立証は、一審段階の証人調べの結果では到底満たすことができない事実であることも併せて述べた。

- | | |
|---|-------|
| (1) 関東地方整備局河川部長 | 山田 邦博 |
| (2) 日本学術会議における、河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会の委員長であった
東京大学大学院工学研究科教授 | 小池 俊雄 |
| (3) 東京都建設局河川部長 | 飯塚 雅憲 |

そして、証人不採用の決定の後にも、再度、その必要性和重要性を訴えたが、裁判所の判断は変わらなかった。そこで、本忌避の申立に至ったものである。

国土交通省の虚偽に満ちた利根川の治水行政や、河川行政と癒着した日本学術会議の非科学的、結論が先に見えた検証作業は、既に相当程度姿を現しているところであり、控訴人らの証人申請はその最終段階の詰め立証活動なのである。そうであるのに、この道を理由なくふさぐとすれば、それは、裁判所が何らかの予断を持って本訴訟に臨んでいると判断をせざるを得ないところである。

高裁段階に入ってから明らかになった事実、疑惑がいくつもあるのに、それに蓋をして結論を急ごうとする大竹裁判長の姿勢は断じて許されません。特別抗告中であるにも関わらず、「却下されるに決まっている」とばかりに、忌避された裁判官が、次の法廷期日を秋にも入れようとしている様も信じがたい。

原発事故の責任の一端が、原発に反対する住民側の訴えをことごとく退けてきた裁判所にもあることは明白です。河川に関する行政訴訟でも同じです。司法が行政の追認機関ではなく、自立して真理を追究する「権力」となりうるのか、厳しく問われていることを裁判所は自覚するべきではないでしょうか？

特別抗告の結果がいつ出るのか、次の期日がどうなるのか、予断を許しません、決まり次第お知らせいたします。(深澤)



証人尋問を傍聴して

「このような訴訟指揮のもとでは公正な審理はできない、忌避する。」高橋弁護団長が決然と宣言すると、満員の101号法廷内は一瞬緊張感がみなぎり、静まりかえりました。

証人申請の必要性を再三訴えたにもかかわらず考慮せず、直ちに却下してしまった裁判所の姿勢はとも承服できるものではなく、弁護団の決断に共感する拍手が起きなかったのが不思議なくらいでした。

8月7日、八ッ場ダムの東京控訴審が久々に開廷され、利水について嶋津暉之さん、治水について関良基先生の証人訊問が行われました。訊問は新進の島弁護士とベテランの弁護団長によって進められ、綿密な手順によって、地裁判決後に明らかになった事実やその問題点が浮きぼりにされたのです。その成果は、最終判断に向けた審査に不可欠な課題が残されていることを確実に証明したのです。

嶋津証人は、東京都の従前の水需要予測は実績とますます乖離し、一日最大配水量は減少の一途を辿って、2011年度には480万トン/日まで低下しているにもかかわらず、2012年に発表した新予測では将来600万トン/日に急増するとしている不可解さを指摘しました。下方修正した大阪市の事例と比較しながら、八ッ場ダムに参画するためにこれまでの予測値を死守する姿勢を批判しました。

関証人は、日本学術会議が行った基本高水の検証作業の過程で、貯留関数法による計算上の操作が行われた可能性について言及しました。国交省がこれまで主張していた現行モデルと新しく提示した新モデルによって算出した計算結果は全く異なるものなのに、利根川の基本高水流量2万2000トン/秒は変わらないという結論になるのはあり得ないのではないかと指摘した上で、国交省と日本学術会議の明解な説明が必要であると証言しました。

一方、被控訴人側は利水について反対訊問を全く放棄して沈黙し、関先生に対しては、河川工学に関する知識を試すような姑息な質問をいくつか繰り返しただけで、この日の証人訊問を終了させたのです。

そこで高橋弁護団長は、東京都建設局河川部長、関東地方整備局河川部長、日本学術会議の委員長を証人として法廷によび、指摘された問題点について尋問する必要性を熱心に訴えました。

この証人申請に対して裁判長は合議の為との理由で10分間休廷した後、一切の証人申請を却下したのです。合議とは名ばかりのあらかじめ準備していた文書と内容であったのは見え見えでした。今日の証人訊問で明らかになった事実や問題点は控訴審の争点に関わる重大な課題であり、その解明無しには最終判断を下すことは不可能なのではないでしょうか。このような不十分な審理、合理的な証人申請を不問にする裁判所の姿勢は決して容認できるものではありません。原告にとって「忌避」という展開は初めての体験ですが、弁護団の決断を支持し、控訴人としてあくまで公明正大な控訴審を求めていきたいと思えます。

(田中清子)

国交省を虚偽公文書作成罪で告発 →さいたま地検が受理

国土交通省は、ハッ場ダム住民訴訟さいたま事件の審理において、さいたま地裁に対し、昭和55年に定められた治水計画の目標流量の前提条件に関し、虚偽の文書を提出しました。このことについて、埼玉の原告らが、2011年7月17日付で、さいたま地検に対し、国交省関東地方整備局(担当責任者)を虚偽有印公文書作成、行使の事実で告発しました。さいたま地検は、2012年8月1日付で、告発を受理、今後、国交省の虚偽公文書作成について、正式に捜査が始まります。

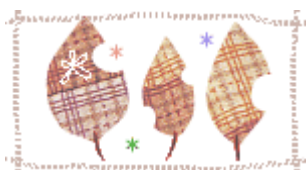
<国交省がついた嘘とは？> (特別抗告理由書より)

さいたま地裁の調査囑託に対する2008年の回答では、毎秒2万2000m³の流出計算に用いられている流出モデルは、一次流出率を0.5とし、飽和雨量を48mmとして、これらの値は全流域一律であるとしていた。意味するところは、利根川全流域において、累積降雨量48mmまでは、降雨量の半分が河川に流出し、それ以降は降雨は河川に全量流出するという想定である。

しかし、昨年1月の学術会議における説明では、八斗島上流域を「第四紀火山岩帯」と「非第四紀火山岩帯」に区分し、前者では最終流出率を0.5とし飽和雨量は設定しない(降った雨は最初から最後までその半分しか流出しない)、後者では一次流出率を0.5とし、飽和雨量を48mmとして計算を行ったとした。当然のことながら、調査囑託に対する回答にある計算モデルの方が計算流量は大きくなる。関東地方整備局は、裁判所からの調査囑託に対して虚偽の事実を回答したのである。

思川開発事業のムダがますます明らかに！4都県の団体から撤退を申し入れ

首都圏における問題の多い水源開発事業としてハッ場ダムと並び称される思川開発事業(南摩ダム)について、事業に参画する東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県の市民団体が各知事ら宛てに事業からの撤退を申し入れ、8月28日栃木県庁で合同記者会見を開きました。当会からは同日、東京都知事宛に右の要請書を送りました。



思川開発事業の治水負担金の支出停止を求める要請

去る6月29日の「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」第3回幹事会で、栃木県は思川開発の水源を使う水道用水事業の計画がないことがあらためて明らかにされました。使う当てのない水源のために巨額の県税を使うことは到底許されないことであり、栃木県は思川開発事業から直ちに撤退すべきです。

しかし、思川開発の不要な事業費の負担を都民に強いている点では東京都も栃木県と同じような面があります。

東京都は思川開発事業に対して巨額の治水負担金を支出してきています。その治水負担金の総額は約108億円にもなります。名目は南摩ダムによる洪水調節、渇水時の補給の恩恵を受けるということですが、小川のような小さな南摩川の洪水調節が東京都に利益をもたらすはずがありません。渇水時の補給も単に机上の計算で利益を与えることになっているだけのことであって、実態のある話ではありません。

思川開発事業の事業費進捗率は42%(平成21年度末)ですから、都民の負担を軽減するため、実益のない治水負担金の支出をすみやかに拒否すべきです。

ついては、東京都が、国土交通省によって無理矢理、負担させられている思川開発事業の治水負担金の支出を停止することを要請します。

「“あぶない”堤防の現場を歩く見学会」報告

7月22日、夏の外歩きにはちょうどよい曇り空のもと、利根川中流域の堤防を見て歩くバスツアーが「利根川流域市民委員会」主催で催されました。利根川治水の基準点になっている八斗島(やったじま)から、江戸川と分かれる関宿(せきやど)まで、右岸と左岸をくねくねしながら堤防の状況を見学しました。国土交通省関東地方整備局は「利根川水系河川整備計画」の策定を再開し、堤防決壊の危険性を強調して八ッ場ダムをなんとしても計画に位置づけたと考えているようです。また、堤防の強化工事も実施されていますが、膨大な費用と時間がかかるため、工事の方法や、さらには治水の考え方についてもさまざまな異論が出されているところです。

見学した中から2か所について報告します。



▲大熊教授より熱心に説明を聞く

<右岸 158 km地点>

萩野吟子記念館の脇から利根川の堤防に上がりました。下流に福川との合流点があり、水門が見えます。洪水時に利根川が逆流しないように水門を閉じるそうです。この付近右岸側 157 km地点(左岸側は 152 km地点)が利根川で最も流下能力が小さいとされています。スライドダウン堤防高というものが使われていて、堤防の幅(厚さ)が足りないため、その分高さを低く見る計算になっています。そのため流下能力が低く評価されるのです。

大熊孝新潟大学名誉教授の解説では、このあたりには江戸時代に中条堤(ちゅうじょうてい)が築かれ、大きな遊水地になっていました。中条堤は、明治時代まで利根川治水の重要な役割を果たしていたそうです。バスから土手になっている中条堤の一部を見ることができました。



▲遠くに水門が見える 158km 地点近く

<大利根防災ステーション>

右岸 134 km地点は、1947年カスリーン台風で決壊したところです。スーパー堤防がこのあたりは完成しており、延長 410m、幅 340m、盛土高 13m に堤防を拡幅しました。広い堤防に大利根防災ステーションが建っており、さまざまなモニュメントもあります。



▲説明聞きながら、ちょっとひと休み

下流に目を向けると、完成部分と工事途中の堤防が見え、「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」が進められていくようすがまざまざとわかります。遠くに見える橋は東武電車の鉄橋で、カスリーン台風



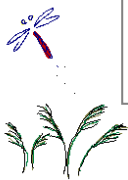
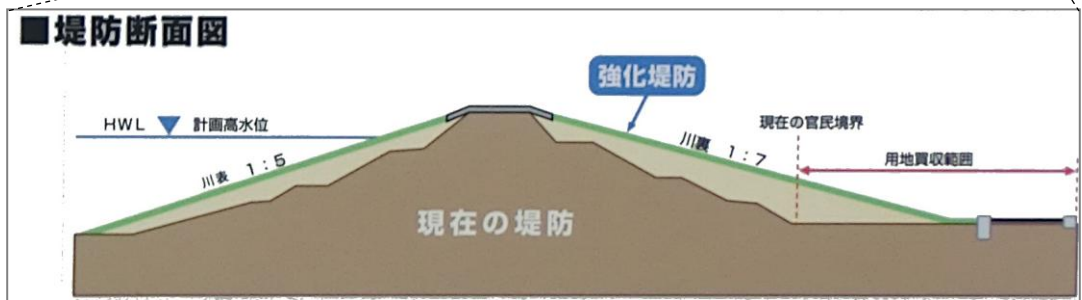
▲モニュメント

のとき、この橋に流れてきた木材やいろんなものがひっかかり堰となって、川の水がどんどん上に溜まって決壊したそうです。また、上流 2 km先の右岸 136 km地点が決壊想定地点で、決壊したら被害額が 34 兆円になると言われているところです。

この計算のおかしさもさることながら、治水のあり方、優先すべき対策やその方法など、あらためて多くの論点が明らかになりました。



←首都圏氾濫区域堤防強化対策事業の 1:7 の強化堤防



ハッ場ダム問題と利根川水系河川整備計画の策定の動き

嶋津暉之

ハッ場ダムの本体工事費予算の執行は、昨年暮れの藤村修官房長官の裁定により、利根川水系河川整備計画の策定が条件となっており、整備計画が策定されない限り、本体工事に着手されることはありません。実際にハッ場ダムの平成 24 年度当初予算は本体工事費 18 億円を除く 117 億円になっています。

国交省関東地方整備局は河川整備計画策定の前段階として、5月25日から6月23日にかけて整備計画が目指す治水安全度と目標流量についてパブリックコメントを行いました。

その後、関東地方整備局からパブコメの結果も含めて何の発表もされていませんが、9月下旬から利根川江戸川有識者会議が開かれ、整備計画策定に向けての動きがいよいよ始まるようです。

利根川江戸川有識者会議の委員は今までは 18 人で、ダム懐疑派はほんの一握りでしたが、民主党のハッ場ダム等議連（会長 川内博史衆議院議員）の働きかけで、今回、大熊孝新潟大学名誉教授と関良基拓殖大学准教授が委員に委嘱されました。お二人が入ることは心強い限りで、有識者会議の場で科学的な議論がされることを大いに期待したいと思います。

利根川は日本で流域面積が最も大きな水系で、大きな支川をいくつも抱えており、まともに河川整備計画を策定すれば数年の歳月を要するものです。また、河川整備計画は流域住民の意見を反映して入念につくることが 1997 年河川法改正の本旨となっています。

私たちはハッ場ダムを必要としない利根川水系河川整備計画を目指して民主的な策定をとことん求めていきたいと考えています。

お知らせ

各地の裁判日程

埼玉 10月17日(水) 午後1時30分 東京高裁 第24民事部(進行協議)
栃木 10月22日(月) 午後3時00分 東京高裁 第4民事部(弁論準備)
2013年1月21日(月) 午後3時00分 東京高裁 第4民事部(弁論準備)
茨城 11月20日(火) 午後3時30分 東京高裁 第10民事部(進行協議)
群馬 2013年1月22日(火) 午後2時30分 東京高裁 第11民事部(進行協議)
千葉 2013年1月25日(金) 午前11時00分 東京高裁 第22民事部(進行協議)

シンポジウム

「本当に造っていいですか? ハッ場ダム」
～「ダム湛水による危険性」と「水没する貴重な遺跡」～

- ◆日程: 2012年9月22日(秋分の日・土曜日) 午後1時半～4時半
- ◆会場: 高崎シティギャラリー コアホール
(JR高崎駅より徒歩約10分)
- ◆登壇者: 川村晃生(慶応大学名誉教授)、中山俊雄(応用地質研究会)、
森まゆみ(作家)、嶋津暉之(水問題研究者)、他
- ◆資料代: 500円

主催: ハッ場あしたの会

共催: ダム検証のあり方を問う科学者の会
ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会
ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会



パタゴニア目白店で「ハッ場あしたの会」に一票を! <10月3日(水)まで>

高品質なアウトドアスポーツファッションの専門店パタゴニアでは、地域の自然環境保護にとりくむ全国36団体を支援する環境助成金プログラム、「ボイス・ユア・チョイス2012」を実施中。

今年はハッ場あしたの会の若手メンバーによる「ハッ場あしたの会コースプロジェクト」が36団体の一つに選ばれ、パタゴニア目白ストアで活動が紹介されています。ぜひお店を訪ね、応援の一票を投じましょう!

パタゴニア目白ストア(JR目白駅より徒歩3分)

東京都新宿区下落合3-2-12 Tel:03-5996-0905

<パタゴニア広報文より>「ボイス・ユア・チョイス」は、店頭やウェブサイトを通じて各団体の活動内容を紹介し、お客さまに支援したい団体へ一票を投じていただくことで、パタゴニア日本支社の環境助成金の使い道にお客さまの声を反映させるプログラムです。

◇対象団体:各直営店、DS部門がそれぞれ事前に選考した2団体(合計36団体)

◇結果発表:投票結果に基づき1位に20万円、2位に15万円の環境助成金を寄付

ハッ場ダム住民訴訟8周年集会

12月9日(日) 午後
全水道会館に決定!
予定に入れておいて下さい。

◇会費納入・カンパのお願い

私たちの活動は、みなさまの会費、カンパで支えられています。ご協力をお願いします。

会費:1000円/年 振替:00120-8-629740

ハッ場ダムをストップさせる東京の会